

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
C2-1530	五月節句用具

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="color: red;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
C2-1530	全	五月節句用具
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
F5-190	広告用具及び表示用具部品及び付属品	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
五月節句用飾り矢	五月節句用弓	五月節句用かがり火
<b>定義</b>		
五月節句用飾り具を含む。		
C2-1530 1048826 号 鯉のぼり用 ポール立て 	C2-1530 948264 号 五月節句用飾り矢 	C2-1530 945807 号 五月節句用 かがり火受け台 
<b>分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)</b>		
五月節句用かぶとはC2-1531、五月節句用よろいはC2-1532、こいのぼりはC5-1533に分類する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		